

別紙

「(仮称) 白石越河風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、合同会社白石越河風力が、宮城県白石市において、最大で出力 38,400kW の風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。また、宮城県においては、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」により、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価したゾーニングを行い、平成 30 年 5 月 22 日に「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」(以下「ゾーニングマップ」という。)を公表している。本事業はゾーニングマップにおいて配慮・調整エリアに位置するため、宮城県、白石市等の関係機関等と情報共有、意見交換等を積極的に実施した上で、必要に応じて事業内容に適切に反映させることが重要である。

本事業者は、これまでの本事業に係る環境影響評価手続を踏まえ、風力発電設備及び附帯する施設の計画について、①「白石城天守閣」からの眺望に配慮して対象事業実施区域の北端を除外するとともに、②騒音、低周波音及び風車の影の影響を低減するために対象事業実施区域の南端を除外し、③砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区等を回避して風力発電施設の配置を検討するなど、一定の配慮が認められる。

一方、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカの生息が複数確認されているほか、同区域の周辺では複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺では、サンバの営巣及び繁殖並びに渡りの飛翔が確認されている。

さらに、本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画としているものの、風力発電設備の設置、既設の道路の拡幅等により大きな改変が行われる箇所があり、また、対象事業実施区域の一部が森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されている。

以上のことから、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

○事後調査について

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、環境保全措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカの生息が複数確認されているほか、同区域の周辺では複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺では、サシバの営巣及び繁殖並びに渡りの飛翔が確認されている。

このため、本事業の実施によるこれらの鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 対象事業実施区域の周辺ではクマタカの複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されており、営巣及び繁殖への重大な影響が懸念される。対象事業実施区域の一部がクマタカの高利用域となっていることから、評価書の作成までに、専門家等の助言を踏まえ、風力発電設備の配置の変更等の環境保全措置を適切に講ずること。
- イ クマタカ及びサシバの繁殖活動への影響が懸念されることから、専門家等の助言を踏まえ、営巣期は高利用域における風車敷、道路等の建設や大規模な森林伐採等の工事を回避する等の環境保全措置を講ずること。
- ウ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、クマタカ及びサシバの繁殖及び行動状況に係る事後調査を適切に実施するとともに、希少猛禽類等の重要な鳥類の衝突や移動の阻害等の重大な影響が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。
- エ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡又は傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡及び調整、死亡又は傷病個体の搬送、関係機関による原因分析並びに傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 土地改変に対する環境影響

本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする

計画としているものの、風力発電設備の設置及び既設の道路の拡幅等により大きな改変が行われる箇所があり、また、対象事業実施区域の一部が森林法に基づく水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されていることから、これらの土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の崩落又は流出による水環境、植物及び生態系等への影響が懸念される。このため、ヤード、道路等の設計や工法に関して、更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化する等により、土地の改変に伴う水環境、植物、生態系等への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 廃棄物等について

風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設等に関する工法の工夫等により、残土及びコンクリート塊の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する残土及びコンクリート塊については、可能な限り再生資源として利用を図ること。